

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

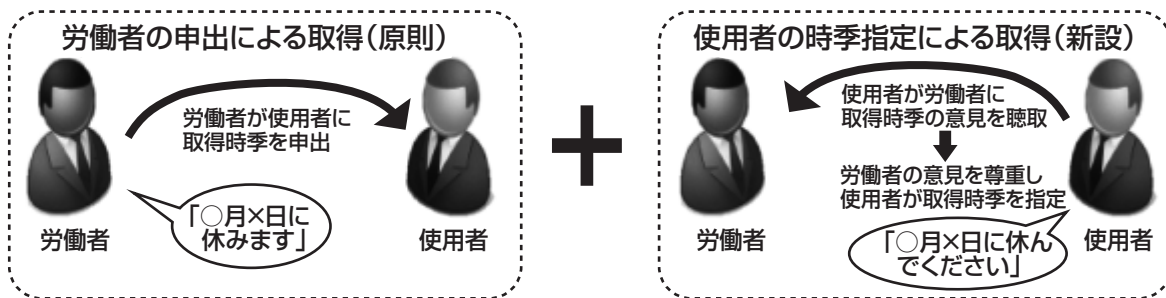
神戸オフィス tel 078-371-5120

「年次有給休暇の時季指定義務」への対応が必要です

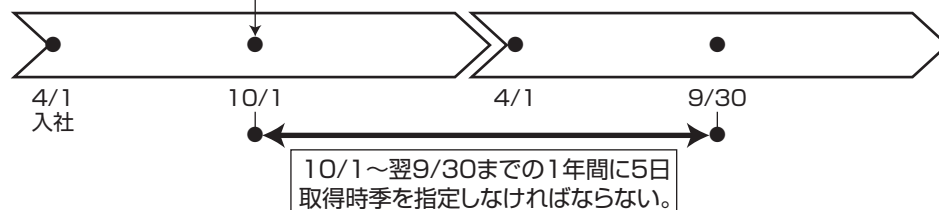
～ 平成31年4月1日 改正労働基準法施行 ～

2019(平成31)年4月1日から、すべての企業において、年10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日について、使用者が時季を指定して取得させることが義務となります。

時季指定義務のポイント



[(例)4/1入社の場合] 10日付与(基準日)



- ◆対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者(管理監督者を含む)に限ります。
 - ◆労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
 - ◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。
- (※)労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除することができます。

- (例)
- ・労働者が自ら5日取得した場合 ⇒ 使用者の時季指定は不要
 - ・労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合 ⇒ “
 - ・労働者が自ら3日取得した場合 ⇒ 使用者は2日を時季指定
 - ・計画的付与で2日取得した場合 ⇒ “ 3日を “

注意事項

- ①使用者は時季の指定にあたり労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努める必要があります。
- ②使用者は労働者ごとに、年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

*詳しくはこちらをご覧ください。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について

厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html